

一般競争入札及び公募型指名競争入札における 一定の資本関係又は人的関係にある者の取扱い について

平成 17 年 4 月 1 日より、一般競争入札及び公募型指名競争入札の入札参加申請において、以下に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者は、同一の入札（共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）への参加申請はできなくなります。

【資本関係】

- 1 親会社（商法 211 条の 2 第 1 項及び同条第 3 項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
- 2 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

【人的関係】

- 1 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
- 2 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

【事業協同組合関係】

- 1 事業協同組合等の組合と当該組合の構成員

この取扱いは、平成 17 年 4 月 1 日以降に告示又は公示を行なう一般競争入札及び公募型指名競争入札から適用となります。

平成 17 年 3 月 30 日

【お問い合わせ】

財政局管財部契約管理課工事契約係
電話 011 - 211-2442